

議案第76号

関市手数料徴収条例の一部改正について

関市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和元年9月26日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

工業標準化法の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

## 関市手数料徴収条例の一部を改正する条例

関市手数料徴収条例（平成12年関市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表11の部1の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。